

## 理事会及び評議員会の運営方法変更

令和8年3月の定款改正による事業計画及び収支予算の廃止に伴い、当該事業計画及び収支予算を主な議案としている例年3月開催の理事会及び評議員会の運営方法の変更について、令和8年3月開催の理事会及び評議員会で次のとおり決議されました。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に、代表理事は、職務執行状況について4ヶ月を超える間隔で2回以上理事会に報告することとされています。一方、評議員会には同様の規定はなく、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告及び決算について承認する他は必要に応じて開催すると規定されています。

以上のことから、理事会は従来どおり年2回開催を原則として、評議員会は同法に規定されているとおり毎事業年度終了後の年1回開催を原則とします。

また、例年3月開催の理事会は、事業計画及び収支予算の廃止に伴い、一般企業の例に倣い中間事業報告を主な議案とします。